

加工施設保安規定

制定日：昭和46年12月21日

改訂番号： 78

発行日：2022年8月26日

三菱原子燃料株式会社

枠囲みの範囲については、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

UNCONTROLLED

加工施設保安規定

2022年8月26日

三菱原子燃料株式会社

UNCONTROLLED

加工施設保安規定

目 次

	頁
第1章 総 則	
第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 関係法令及び保安規定の遵守	1
第2章 保安品質マネジメントシステム	
第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲	2
第4条 保安品質マネジメントシステムの目的	2
第4条の2 定義	2
第4条の3 適用範囲	3
第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等	3
第5条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	3
第5条の2 保安品質マネジメントシステムの文書化	5
第5条の3 保安品質マニュアル	5
第5条の4 文書の管理	5
第5条の5 記録の管理	6
第3節 経営責任者等の責任	7
第6条 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	7
第6条の2 原子力安全の確保の重視	7
第6条の3 保安品質方針	7
第6条の4 保安品質目標	8
第6条の5 保安品質マネジメントシステムの計画	8
第6条の6 責任及び権限	8
第6条の7 保安品質マネジメントシステム管理責任者	9
第6条の8 管理者	9
第6条の9 組織の内部の情報の伝達	10
第6条の10 マネジメントレビュー	10
第6条の11 マネジメントレビューに用いる情報	10
第6条の12 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	11
第4節 資源の管理	11
第7条 資源の確保	11
第7条の2 要員の力量の確保及び教育訓練	11
第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	12
第8条 個別業務に必要なプロセスの計画	12

UNCONTROLLED

第8条の2	個別業務等要求事項として明確にすべき事項	13
第8条の3	個別業務等要求事項の審査	13
第8条の4	組織の外部の者との情報の伝達等	13
第9条	設計・開発計画	14
第9条の2	設計・開発に用いる情報	15
第9条の3	設計・開発の結果に係る情報	15
第9条の4	設計・開発レビュー	15
第9条の5	設計・開発の検証	15
第9条の6	設計・開発の妥当性確認	16
第9条の7	設計・開発の変更の管理	16
第10条	調達プロセス	16
第10条の2	調達物品等要求事項	17
第10条の3	調達物品等の検証	17
第11条	個別業務の管理	17
第11条の2	個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	18
第11条の3	識別管理及びトレーサビリティの確保	18
第11条の4	組織の外部の者の物品	18
第11条の5	調達物品の管理	18
第11条の6	監視測定のための設備の管理	18
第6節	評価及び改善	19
第12条	監視測定, 分析, 評価及び改善	19
第12条の2	組織の外部の者の意見	19
第12条の3	内部保安監査	19
第12条の4	プロセスの監視測定	20
第12条の5	機器等の検査等	21
第13条	不適合の管理	21
第14条	データの分析及び評価	22
第15条	継続的な改善	22
第15条の2	是正処置等	22
第15条の3	未然防止処置	23
第3章 保安管理体制		
第1節	組織	24
第16条	操作及び管理を行う者の組織	24
第2節	職務	25
第17条	職務	25
第3節	核燃料取扱主任者	26
第18条	核燃料取扱主任者の選任	26

UNCONTROLLED

第19条	核燃料取扱主任者の職務	27
第20条	意見の尊重	27
第4節	安全衛生委員会	27
第21条	安全衛生委員会	27
第22条	安全衛生管理年間計画	28
第23条	答申及び勧告の尊重	28
第4章 教育・訓練		
第24条	力量, 教育・訓練及び認識	29
第25条	非常時訓練	30
第5章 加工施設の操作		
第1節	加工施設の操作に係る計画, 実施, 評価及び改善	31
第26条	加工施設の操作に係る計画及び実施	31
第27条	加工施設の操作に係る評価及び改善	31
第2節	通則	31
第28条	加工施設の使用	31
第29条	操作員の確保	31
第30条	巡視	31
第31条	操作上の一般事項	32
第32条	非定常作業	32
第3節	保安上特に管理を必要とする設備	32
第33条	保安上特に管理を必要とする設備	32
第34条	保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保	32
第4節	操作上の留意事項	33
第35条	臨界安全管理	33
第36条	漏えい管理	33
第37条	熱的制限	33
第5節	異常時の措置	34
第38条	異常時の措置	34
第39条	異常時における設備の手動による作動	34
第6章 放射線管理		
第1節	放射線管理に係る計画, 実施, 評価及び改善	35
第40条	放射線管理に係る計画及び実施	35
第41条	放射線管理に係る評価及び改善	35
第2節	区域管理	35
第42条	管理区域	35
第43条	管理区域の区域区分	35

UNCONTROLLED

第44条	管理区域の特別措置	36
第45条	飲食及び喫煙の禁止	36
第46条	管理区域への出入管理	36
第47条	第1種管理区域への出入管理	36
第47条の2	保全区域	37
第48条	周辺監視区域	37
第48条の2	人の不法な侵入等の防止	37
第3節	被ばく管理	37
第49条	管理上の人の区分	37
第50条	線量限度	37
第51条	線量の評価及び通知	37
第52条	被ばくの低減措置	38
第53条	床、壁等の除染	38
第4節	線量当量等の測定	38
第54条	線量当量等の測定	38
第55条	放射線測定器類の管理	39
第5節	物品及び核燃料物質等の移動の管理	39
第56条	第1種管理区域外への移動	39
第57条	管理区域外への移動	39
第58条	周辺監視区域内の運搬	39
第59条	周辺監視区域外への運搬	39
第7章 施設管理		
第1節	施設管理計画	40
第60条	施設管理計画	40
第60条の2	施設管理方針及び施設管理目標	40
第60条の3	保全プログラムの策定	40
第60条の4	保全対象範囲の策定	40
第60条の5	保全重要度の設定	40
第60条の6	保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	41
第60条の7	保全計画の策定	41
第60条の8	保全の実施	44
第60条の9	保全の結果の確認・評価	44
第60条の10	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	44
第60条の11	保全の有効性評価	45
第60条の12	施設管理の有効性評価	45
第2節	設計及び工事管理	45
第61条	設計管理	45
第62条	工事管理	45

UNCONTROLLED

第3節 事業者検査の実施	46
第63条 使用前事業者検査の実施	46
第64条 定期事業者検査の実施	46
第65条 定期事業者検査の報告	47
第4節 計器及び放射線測定器の校正	47
第66条 計器及び放射線測定器の校正の実施	47
第5節 計画停電時等の措置	47
第67条 計画停電時等の措置	47
第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び 長期施設管理方針	47
第67条の2 加工施設の経年変化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針	47
第8章 核燃料物質の管理	
第68条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施	49
第69条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善	49
第70条 核燃料物質の受入、払出し	49
第71条 核燃料物質の運搬	49
第72条 核燃料物質の貯蔵	49
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	
第73条 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る計画及び実施	51
第74条 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る評価及び改善	51
第75条 廃棄物の仕掛品	51
第75条の2 放射性固体廃棄物	51
第75条の3 放射性廃棄物でない廃棄物	52
第76条 放射性液体廃棄物	53
第77条 放射性気体廃棄物	54
第10章 非常時の措置	
第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善	55
第78条 非常時の措置に係る計画及び実施	55
第79条 非常時の措置に係る評価及び改善	55
第2節 事前対策	55
第80条 非常時対策組織	55
第81条 非常時要員	55
第82条 非常時用器材の整備	55
第83条 通報系統	56
第3節 初期活動	56
第84条 通報及び退避	56

UNCONTROLLED

第85条 応急措置	56
第4節 非常時における活動	56
第86条 非常時体制の発令	56
第87条 非常時対策活動及び非常時体制の解除	56
第87条の2 緊急作業従事者	57
第87条の3 緊急作業従事者の線量管理等	57
第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	57
第88条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	57
第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	
第1節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画、実施、評価及び改善	58
第89条 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画及び実施	58
第90条 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する評価及び改善	58
第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備	58
第91条 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備	58
第92条から第97条 欠番	
第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	
第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る計画、実施、評価及び改善	59
第98条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る計画及び実施	59
第99条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る評価及び改善	59
第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動を行う体制の整備	59
第100条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動を行う体制の整備	59
第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	
第1節 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の 運転再開に向けた措置	61
第101条 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の 運転再開に向けた措置	61
第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る 計画、実施、評価及び改善	62
第102条 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画 及び実施	62

UNCONTROLLED

第103条	六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る評価及び改善	63
第3節	六ふっ化ウラン漏えい時の作業者への影響を防止するための措置	63
第104条	六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置	63
第105条	六ふっ化ウラン漏えいの検知	63
第106条	六ふっ化ウラン漏えい事故発生の周知	63
第107条	立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定	63
第108条	立入制限区域及び立入管理区域の入域管理	64
第109条	立入制限区域及び立入管理区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避	64
第110条	工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者の把握	65
第111条	六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認	65
第112条	六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動	65
第4節	一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置	66
第113条	六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置	66
第114条	六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め	66
第115条	六ふっ化ウランの建屋外への漏えい監視	67
第5節	六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備	67
第116条	六ふっ化ウラン漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置	67
第117条	六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置	67
第118条	六ふっ化ウラン漏えい事故に対する非常時用器材の整備	67
第6節	地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置	68
第119条	地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置	68
第7節	最新の知見を安全性向上に資する取り組み	68
第120条	最新の知見を安全性向上に資する取り組み	68
第14章	定期評価	
第121条	定期評価に係る計画及び実施	69
第122条	定期評価に係る評価及び改善	69
第123条	加工施設の定期的な評価	69
第15章	記録及び報告	
第124条	記録	70
第125条	報告	70
付 則		71

UNCONTROLLED

目 次

第1図	保安全管理組織図	図-1
第2図(1)	敷地内配置及び周辺監視区域	図-2
第2図(2)	管理区域の区分図(工場棟1階,放射線管理棟等)	図-3
第2図(3)	管理区域の区分図(工場棟2階)	図-4
第2図(4)	管理区域の区分図(工場棟3階)	図-5
第2図(5)	管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟,第1及び第2廃棄物処理所)	図-6
第2図(6)	管理区域の区分図(原料貯蔵所,第3核燃料倉庫)	図-7
第2図(7)	管理区域の区分図(廃棄物管理棟,第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)	図-8
第2図(8)	管理区域の区分図(加工棟)	図-9
第2図(9)	保全区域	図-10
第2図(10)	モニタリングポスト配置図	図-11
第3図(1)	転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図	図-12
第3図(2)	成型工場 台車使用エリア図	図-13
第3図(3)	組立工場 台車使用エリア図	図-14
第3図(4)	加工棟 台車及び電動リフト使用エリア図	図-15
第3図(5)	第3核燃料倉庫 台車及び電動リフト使用エリア図	図-16
第3図(6)	シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)台車使用エリア図	図-17
第3図(7)	構内運搬車 運搬エリア及び経路図	図-18
第4図(1)	工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図	図-19
第4図(2)	原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図	図-20
第4図(3)	容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送物貯蔵エリア図	図-21
第4図(4)	工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-22
第4図(5)	工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-23
第4図(6)	工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-24
第4図(7)	第2核燃料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-25
第4図(8)	第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-26
第4図(9)	第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図	図-27
第5図	保安品質マネジメントシステム文書体系図	図-28
第6図	廃棄物の仕掛品保管場所図	図-29
第7図	防災組織図	図-30

別 表 目 次

UNCONTROLLED

別表第 1	保安規定と標準書の対応表	表-1
別表第 1-1-①	教育・訓練項目	表-2
別表第 1-1-②	緊急作業に係わる教育・訓練	表-3
別表第 1-2	巡視、点検を行う設備等	表-3
別表第 1-3	保安上特に管理を必要とする設備	表-4
別表第 2	臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度 5 % 以下）	表-13
別表第 3	熱的制限値	表-26
別表第 4	身体及び身体に着用している物に係る表面密度	表-26
別表第 5	放射線業務従事者の線量限度	表-26
別表第 6	線量の評価項目及び頻度	表-27
別表第 7	線量当量等の測定	表-27
別表第 8	線量当量等の測定方法	表-28
別表第 9	放射線測定器類	表-29
別表第 10	物品及び核燃料物質等の移動に係る限度値	表-29
別表第 11	削除（欠番）	
別表第 12	核燃料物質の受入仕様値	表-30
別表第 13-1	核燃料物質の最大貯蔵能力	表-31
別表第 13-2	ビルドアップ期間及び貯蔵期間	表-33
別表第 14	周辺監視区域外側の境界における 放射性物質の濃度限度及び管理目標値	表-35
別表第 15	放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度	表-35
別表第 16	保安に関する記録	表-36
別表第 17	他社放射性固体廃棄物の受入減容処理基準	表-43
別表第 18	立入制限中に立入制限区域にて実施可能な業務	表-43
別表第 19	立入制限区域及び立入管理区域への立入許可に係わる教育項目	表-43
別表第 20	防災資機材一覧	表-44

UNCONTROLLED

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工施設(以下「加工施設」という。)における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、加工施設の保安に係わる運用に関して適用する。

(関係法令及び保安規定の遵守)

第3条 三菱原子燃料株式会社の役員、従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守し、核燃料物質の加工に関する安全確保に努める。

2. 臨時雇用員及び請負会社従業員に管理区域内で定常的に作業を行わせる場合は、契約によりこの規定を遵守させる。
3. 役員及び従業員は、従業員等以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。

UNCONTROLLED

第2章 保安品質マネジメントシステム

第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲

(保安品質マネジメントシステムの目的)

第4条 三菱原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力安全を確保することを目的とする。

(定義)

第4条の2 用語の定義は、以下に定めるものの他「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。

①原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。

②グレード分け

プロセス、加工施設及び調達物品・役務(以下「調達物品等」という。)の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。

③標準書

保安品質マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。

④保安品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。

⑤原子力安全のためのリーダーシップ

原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。

⑥是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。

「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。

UNCONTROLLED

⑦未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。

⑧予防処置

保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。

⑨使用前事業者検査等

使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう。

⑩自主検査等

要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。

(適用範囲)

第4条の3 保安品質マネジメントシステムは、三菱原子燃料株式会社の加工施設における保安活動に適用する。

第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等

(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)

第5条 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）

2. 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）

(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安

UNCONTROLLED

全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

- (3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
3. 保安に係る組織は、関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。）に明記する。
4. 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。
 - (2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定める。
 - (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
 - (4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
 - (5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - (6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
 - (7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
 - (8) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
5. 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。
 - (1) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - (2) 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - (3) 要員が、自らが行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - (4) 全ての活動において、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。

UNCONTROLLED

- (5) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。
 - (6) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - (7) 安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - (8) 原子力安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
6. 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
7. 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

（保安品質マネジメントシステムの文書化）

第5条の2 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

- (1) 保安品質方針及び保安品質目標
- (2) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「保安品質マニュアル」という。）
- (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（標準書を含む。）
- (4) 手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

保安品質マネジメントシステムに係る文書の階層を第5図に示す。

また、第8条に定める標準書と保安規定の条項の関係を別表第1に示す。

（保安品質マニュアル）

第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。

- (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互の関係

（文書の管理）

第5条の4 保安に係る組織は、次の事項を含む「保安文書管理標準」に基づき、保安品質マネジメント文書を管理する。

- (1) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- (2) 文書の組織外への流出等の防止

UNCONTROLLED

- (3) 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
2. 管理総括者は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「保安文書管理標準」を作成する。
- (1) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。
 - (2) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、上記第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
 - (3) 上記第1項、第2項の審査及び第2項の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
 - (4) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。
 - (5) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。
 - (6) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。
 - (7) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。
 - (8) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。

(記録の管理)

- 第5条の5 保安に係る組織は、「保安記録管理標準」に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
2. 管理総括者は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「保安記録管理標準」を定める。

UNCONTROLLED

第3節 経営責任者等の責任

(経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)

第6条 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- (1) 保安品質方針を設定する。
- (2) 保安品質目標が設定されることを確実にする。
- (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)
- (4) マネジメントレビュー会議を実施する。
- (5) 資源が利用できる体制を確保する。
- (6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。
- (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
- (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

(原子力安全の確保の重視)

第6条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

(保安品質方針)

第6条の3 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、健全な安全文化の育成及び維持(健全な安全文化の育成及び維持に関し、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を次に掲げる事項に適合させる。

- (1) 組織の目的及び状況に対して適切である(三菱原子燃料株式会社の安全最優先とする企業理念及び行動指針と整合的なものであることを含む。)
- (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。
- (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。
- (4) 要員に周知され、理解されている。
- (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。

UNCONTROLLED

(保安品質目標)

第6条の4 社長は、管理総括者に、保安品質目標（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

(1) 各部課長に、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む保安品質方針に基づく保安品質目標を作成させ、文書化させること。

- ・実施事項
- ・必要な資源
- ・責任者
- ・実施事項の完了時期
- ・結果の評価方法

(2) 保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させること。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

2. 管理総括者は、保安品質目標について各部課長に実施させる。

(保安品質マネジメントシステムの計画)

第6条の5 社長は、保安品質マネジメントシステムが第5条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。

2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持

(3) 資源の利用可能性

(4) 責任及び権限の割当て

(責任及び権限)

第6条の6 社長は、保安活動に関する組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条及び第19条のとおり定め、社内通知で周知する。

2. 社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

UNCONTROLLED

(保安品質マネジメントシステム管理責任者)

第6条の7 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。
- (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。
- (4) 関係法令を遵守する。

(管理者)

第6条の8 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）

に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、保安品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

- (1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。
 - (2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。
 - (3) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。
 - (4) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
 - (5) 関係法令を遵守する。
2. 管理者は、第1項の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- (1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
 - (2) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - (3) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - (4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - (5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
3. 管理者は、「定期評価標準」に基づき、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

UNCONTROLLED

(組織の内部の情報の伝達)

第6条の9 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。(「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、保安品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。)

(マネジメントレビュー)

第6条の10 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。

(マネジメントレビューに用いる情報)

第6条の11 管理総括者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- (1) 内部保安監査の計画・結果
- (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいい、安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
- (3) プロセスの運用状況
(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (IS09001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
- (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
- (5) 保安品質目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
- (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部門又は要員からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性

UNCONTROLLED

- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）

第6条の12 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。

- (1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - (5) 関係法令の遵守に関する改善
2. 安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
3. 安全・品質保証部長は、第1項の決定をした事項について、必要な措置を講じさせる。

第4節 資源の管理

（資源の確保）

第7条 管理総括者は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を「保安教育・訓練標準」、「施設管理標準」及び「放射線管理標準」に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を定め」とは、本保安品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

- (1) 要員
- (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）
- (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- (4) その他必要な資源

（要員の力量の確保及び教育訓練）

第7条の2 各課長は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。

UNCONTROLLED

2. 各課長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。
- (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。
- (3) 上記第2号の措置の実効性を評価する。
- (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。
 - 1) 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - 2) 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - 3) 原子力安全に対する当該個別業務の重要性
- (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。

2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。

3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。

- (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
- (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
- (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源
- (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
- (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

UNCONTROLLED

4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす
る。

(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)

第8条の2 管理総括者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として「保安文書管理標準」
に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) 上記第1号及び第2号のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項

(個別業務等要求事項の審査)

第8条の3 管理総括者は、標準書の適切な管理に関する標準書を定める。この標準書には、
次の事項及び核燃料取扱主任者の確認、安全衛生委員会の審議を受ける手順を含める。

2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、機器等の使用
又は個別業務の実施を定めた標準書について、安全衛生委員会に諮問する。
3. 各部長等は、第2項の安全衛生委員会に諮問するに当たり、次に掲げる事項を確認す
る。
 - (1) 当該個別業務等要求事項が定められている。
 - (2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する
場合においては、その相違点が解明されている。
 - (3) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有して
いる。
4. 担当部長は、第2項の審議の結果の記録及び当該審議の結果に基づき講じた措置に係
る記録を作成し、これを管理する。
5. 各部課長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂
されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知さ
れるようにする。
6. 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために
必要な3次文書を定める。

(組織の外部の者との情報の伝達等)

第8条の4 管理総括者は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の
伝達のために、実効性のある方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」及び「保
安社外報告標準」に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡
し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た
効果的な連絡方法、原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供す
る方法及び原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定にお
いて適切に考慮する方法を含む。

UNCONTROLLED

(設計・開発計画)

第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発（専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。

- (1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
 - (2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。
 - 1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
 - 2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
 - 3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - 4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
 - (3) 上記第2号における設計には、第62条に定める工事管理及び第63条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。
 - (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。
 - 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。
 - 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。
 - 3) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置した設計とする。
2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- (1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - (2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - (3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - (4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。
4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

UNCONTROLLED

(設計・開発に用いる情報)

第9条の2 担当課長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

- (1) 機能及び性能に係る要求事項
- (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの
- (3) 関係法令
- (4) その他設計・開発に必要な要求事項

2. 担当課長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

(設計・開発の結果に係る情報)

第9条の3 担当課長は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。

2. 担当課長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。
3. 担当課長は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。
 - (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供する。
 - (3) 合否判定基準を含む。
 - (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。

(設計・開発レビュー)

第9条の4 担当課長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。

- (1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。
- (2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。

2. 担当課長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。

3. 担当課長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の検証)

第9条の5 担当課長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。

2. 担当課長は、第1項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

3. 担当課長は、当該設計・開発を行った要員に第1項の検証をさせない。

UNCONTROLLED

(設計・開発の妥当性確認)

- 第9条の6 担当課長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。
2. 担当課長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
 3. 担当課長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の変更の管理)

- 第9条の7 担当課長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
2. 担当課長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
 3. 担当課長は、第2項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
 4. 担当課長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(調達プロセス)

- 第10条 各課長は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合することを確実にする。
2. 管理総括者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を「保安調達管理標準」に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の第3項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）
 3. 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、安全・品質保証課長は調達先を認定する。
 4. 安全・品質保証課長は、調達物品等の供給者の評価及び調達先の認定に係る判定基準を定める。
 5. 安全・品質保証課長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

UNCONTROLLED

6. 各課長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

（調達物品等要求事項）

第10条の2 各課長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - (4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
 - (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - (7) その他調達物品等に関し必要な要求事項
2. 各課長は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。
3. 各課長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
4. 各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

（調達物品等の検証）

第10条の3 各課長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

2. 各課長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

（個別業務の管理）

第11条 各課長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- (1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にある。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。

UNCONTROLLED

(5) 第12条の4に基づき監視測定を実施している。

(6) 本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第11条の2 各課長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

2. 各課長は、第1項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、第1項の妥当性確認によって実証する。

3. 各課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

4. 各課長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法

(3) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

(識別管理及びトレーサビリティの確保)

第11条の3 各課長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

2. 各課長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

(組織の外部の者の物品)

第11条の4 各課長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

(調達物品の管理)

第11条の5 各課長は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

(監視測定のための設備の管理)

第11条の6 管理総括者は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を「施設管理標準」に定める。

2. 担当課長は、第1項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

3. 担当課長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。

UNCONTROLLED

- (1) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている。（「あらかじめ定められた間隔」とは、第8条第1項に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）
 - (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。
 - (3) 所要の調整がなされている。
 - (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。
 - (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。
4. 担当課長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
 5. 担当課長は、第4項の場合において、当該監視測定のための設備及び第4項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。
 6. 担当課長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
 7. 担当課長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

第6節 評価及び改善

（監視測定、分析、評価及び改善）

第12条 管理総括者は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、実施させる。

2. 管理総括者は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。

（組織の外部の者の意見）

第12条の2 管理総括者は、第2項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定める。

2. 担当課長は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。

（内部保安監査）

第12条の3 管理総括者は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を「内部保安監査標準」に定める。

2. 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、年1回以上、資格認定した監査員の中から監査対象部門以外の者を監査員に選任し、監査させる。

UNCONTROLLED

- (1) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
- (2) 実効性のある実施及び実効性の維持
3. 管理総括者は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画（以下「内部保安監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。
4. 管理総括者は、内部保安監査を行う要員（以下「内部保安監査員」という。）の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
5. 管理総括者は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。
6. 管理総括者は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部保安監査に係る要求事項を「内部保安監査標準」に定める。
7. 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。
8. 安全・品質保証課長は、不適合が発見された場合には、第7項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
9. 安全・品質保証課長は、監査時に検出された改善を要する事項に関して担当課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。

（プロセスの監視測定）

- 第12条の4 担当課長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。
2. 担当課長は、第1項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第5条第4項（3）に掲げる保安活動指標を用いる。
 3. 担当課長は、第1項の監視測定の方法により、プロセスが第6条の5 保安品質マネジメントシステムの計画及び第8条 個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
 4. 担当課長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。
 5. 担当課長は、第6条の5及び第8条に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。

UNCONTROLLED

(機器等の検査等)

第12条の5 担当課長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。

2. 担当課長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。
3. 担当課長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
4. 担当課長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
5. 管理総括者及び安全・品質保証部長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）
6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。

(不適合の管理)

第13条 管理総括者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理するため、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

2. 各課長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
 - (1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。
 - (2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。
 - (3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。
 - (4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずる。
 - (5) 不適合の処理の結果を所属部長、安全・品質保証部長及び管理総括者に報告する。

UNCONTROLLED

3. 各課長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
4. 各課長は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
5. 安全・品質保証部長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、第1項に定められた標準書に従い、不適合の内容を公開する。

（データの分析及び評価）

第14条 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集し、及び分析させる。

2. 各部長は、第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を提供する。
 - （1）組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる 知見
 - （2）個別業務等要求事項への適合性
 - （3）機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）
（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
 - （4）調達物品等の供給者の供給能力

（継続的な改善）

第15条 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講じさせる。（「保安品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

（是正処置等）

第15条の2 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。この標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。

- （1）調達製品の保安に係る技術情報
- （2）是正処置及び未然防止処置から得られた第60条から第66条の施設管理における保安に関する技術情報

UNCONTROLLED

2. 各課長は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。
 - (1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。
 - 1) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
 - 2) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
 - (2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
 - (3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
 - (4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。
 - (5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。
 - (6) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。
 - (7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。
 - (8) 是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。
3. 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。（「適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。）

（未然防止処置）

第15条の3 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。

2. 各課長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。）について、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。
 - (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
 - (2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
 - (3) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。
 - (4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
 - (5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。
 - (6) 未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。

UNCONTROLLED

第3章 保安管理体制

第1節 組織

(操作及び管理を行う者の組織)

第16条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織をおく。

- (1) 社長
- (2) マネジメントレビュー会議
- (3) 管理総括者(管理責任者)
- (4) 核燃料取扱主任者
- (5) 安全衛生委員会
- (6) 東海工場長
- (7) 生産管理部長
- (8) 輸送・サービス部長
- (9) 安全・品質保証部長
- (10) 製造部長
- (11) 設備技術課長
- (12) 輸送課長
- (13) 安全法務課長
- (14) 安全・品質保証課長
- (15) 品質管理課長
- (16) 安全管理課長
- (17) 転換課長
- (18) 成形課長
- (19) 組立課長
- (20) 環境保全課長

2. 前項の管理組織は第1図に示すとおりとする。

3. 第1項の管理組織のうち管理総括者は、役員の中から社長が任命する。また、社長は、管理総括者を管理責任者として任命する。

4. 第1項の管理総括者、東海工場長及び各部課長(以下「各部課長等」という。)が、出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、管理総括者は予め代理者を選任しておく。

UNCONTROLLED

第2節 職 務

(職 務)

第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。

2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。
- (2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (4) 生産管理部長は、加工施設の付属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。
- (5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。
- (6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。
 - イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。
 - ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。
 - ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。
- (7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の処理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。
- (8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。
- (9) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。
- (10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。

UNCONTROLLED

- (11) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。
- イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。
 - ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。
 - ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。
 - ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。
- (12) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。
- (13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。
- (14) 転換課長は、転換加工作業、ウラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。
- (15) 成形課長は、成型加工作業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成型工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。
- (16) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成型工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。
- (17) 環境保全課長は、シリンダ洗浄棟のウラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。
- (18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、定期評価、記録及び報告に関する保安の業務を行う。
3. 第 86 条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第 16 条に定める管理組織から第 80 条に定める非常時対策組織に移行する。

第 3 節 核燃料取扱主任者

（核燃料取扱主任者の選任）

第18条 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者（第17条に定める職務を兼務しないこと。）として、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長が選任する。

2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱

UNCONTROLLED

いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長はあらかじめ代理者を選任しておく。その場合、代理者は核燃料取扱主任者としてその職務を遂行する。

(核燃料取扱主任者の職務)

第19条 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する立場にあり、次に掲げる職務を誠実に行う。

- (1) 保安上必要な場合には、社長及び管理総括者に対し意見を具申すること。
- (2) 保安上必要な場合には、従業員等へ指示すること。
- (3) 保安上必要な場合には、各部課長等に助言、協力すること。
- (4) 安全衛生管理年間計画、施設管理に関する計画、第8条に定める標準書及び第5章、第8章、第9章に定める事項に関する3次文書の作成、改廃を確認すること。
- (5) 原子力規制検査に原則として立ち会うこと。
- (6) 原子炉等規制法に基づく報告を審査すること。
- (7) 第124条に示す記録を確認すること。
- (8) 教育・訓練計画の作成を確認すること。
- (9) その他、保安の監督に関して必要なこと。

2. 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を年4回以上、社長に報告する。

(意見の尊重)

第20条 社長及び管理総括者は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。

2. 従業員等は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うこと。
3. 各部課長等は、核燃料取扱主任者より助言を受けた場合は、その助言を尊重する。

第4節 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第21条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するために安全衛生委員会を置く。

2. 安全衛生委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 主要設備の設置、変更及び補修に関する事項
 - (2) 許認可に関する事項
 - (3) 保安規定の変更に関する事項
 - (4) 保安品質保証計画書及び標準書に関する事項
 - (5) 安全衛生管理年間計画に関する事項
 - (6) 操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項
 - (7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価
 - (8) その他保安に関する重要事項

UNCONTROLLED

3. 安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問に応じて審議し答申する。安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問がない場合も委員の求めに応じて審議し、その結果を管理総括者に勧告する。

また、委員会の議事においては、原子力安全に関して核燃料取扱主任者の意見を常に求め、特段意見がない場合も含め、事務局がそれを議事録に残す。核燃料取扱主任者の指摘事項については、フォローアップの記録も残す。

4. 安全衛生委員会は、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成する。

5. 各部課長は、第2項に掲げる事項について安全・品質保証課長に諮問の手続を依頼する。安全・品質保証課長は、核燃料取扱主任者の意見を聞き、核燃料取扱主任者が諮問が必要と判断した場合、管理総括者に安全衛生委員会に諮問するよう依頼する。管理総括者は、安全・品質保証課長の諮問の依頼を受け、安全衛生委員会に諮問する。

(安全衛生管理年間計画)

第22条 管理総括者は、毎年度、安全衛生管理年間計画を定める。

2. 安全衛生管理年間計画は、毎年度実施予定の定常業務（日常的に行う業務は除く）の実施について定めたものであり、次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 保安教育の実施に関すること
- (2) 安全衛生委員会の実施に関すること
- (3) 設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動のための活動訓練を含む非常時の措置に係る訓練並びに非常時対策組織の訓練（以下「非常時訓練」という。）の実施に関すること
- (4) 定期事業者検査の実施に関すること
- (5) PIT, PIVの実実施計画に関すること

(答申及び勧告の尊重)

第23条 管理総括者は、安全衛生委員会の答申及び勧告を尊重する。

UNCONTROLLED

第4章 教育・訓練

(力量, 教育・訓練及び認識)

第24条 管理総括者は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるための教育・訓練に関する標準書を要員確保上の処置も含めて定める。

2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。

(1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、設計想定事象発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。

イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関すること

ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関すること

ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関すること

ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関すること

(2) 管理総括者は、(1)の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。

(3) 安全管理課長は、(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年1回以上実施すること。

(4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1)の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。

(5) 安全管理課長は、第49条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。

(6) 安全・品質保証部長は、(3)及び(4)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。

3. 担当部課長は、加工施設の操作員の教育・訓練を次のとおり実施する。

(1) 担当課長は、第1項の標準書に基づきあらかじめ定めた、設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する事項を含む加工施設の操作で習得すべき事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施すること。

(2) 担当部長は、(1)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。

4. 管理総括者は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。

(1) 管理総括者は、第2項の教育・訓練の他に、第87条の2の緊急作業従事者に対して、別表第1-1-②に定める緊急作業についての教育・訓練を安全管理課長に実施させること。

UNCONTROLLED

- (2) 安全・品質保証部長は、前号の教育・訓練の実施結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。
- 5. 管理総括者は、第2項(6)、第3項(2)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて標準書を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。

(非常時訓練)

第25条 管理総括者は、第78条、第89条、第98条及び第102条に定める標準書に基づき、従業員等に対する非常時訓練に関する標準書を定める。

- 2. 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、非常時訓練の計画(以下「訓練計画」という。)を定める。また、非常時訓練には、六ふっ化ウランの漏えいに対処するための以下の訓練を含み、六ふっ化ウラン漏えいを想定した訓練を年1回実施する。
 - (1) 初動対応としての六ふっ化ウラン漏えいの検知、事故発生の周知、迅速及び確実な退避、並びに逃げ遅れが発生した場合の迅速な救助
 - (2) 拡大防止措置としての六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め、及び事故収束、並びに建屋外への漏えいの監視
- 3. 管理総括者は、前項の訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。
- 4. 安全管理課長は、第2項の訓練計画に基づき、非常時訓練を年1回以上実施する。
- 5. 安全・品質保証部長は、前項の訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。
- 6. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の訓練のための標準書、並びに第78条、第89条、第95条、第98条及び第102条に定める非常時の措置に係る標準書を改め、次年度の訓練計画に反映する。

UNCONTROLLED

第5章 加工施設の操作

第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善

(加工施設の操作に係る計画及び実施)

第26条 管理総括者は、第28条から第39条に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する標準書を定める。

2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第28条から第39条の業務を実施する。

(加工施設の操作に係る評価及び改善)

第27条 担当部長は、第26条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第26条に定める標準書を改める。

第2節 通 則

(加工施設の使用)

第28条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を取扱う場合は、次に示す施設を使用する。

- (1) 化学処理施設
- (2) 成形施設
- (3) 被覆施設
- (4) 組立施設
- (5) 核燃料物質の貯蔵施設
- (6) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (7) 放射線管理施設
- (8) その他の加工施設

(操作員の確保)

第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。

2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。

(巡視)

第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。

UNCONTROLLED

(操作上の一般事項)

第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。
- (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。

2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。

(非定常作業)

第32条 各課長は、非定常作業であって核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ作業期間、作業内容、臨界管理及び被ばく管理を記載した非定常作業計画書を作成し、管理総括者の承認を受ける。非定常作業計画書の作成にあたっては、必要に応じて、関係課長と協議する。

2. 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

3. 各課長は、第1項の非定常作業を行うにあたっては、操作する者に臨界管理及び被ばく管理を明確にした作業方法を周知徹底させる。

第3節 保安上特に管理を必要とする設備

(保安上特に管理を必要とする設備)

第33条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 核的制限値を有するもののうち運転制限値を有する設備
- (2) 熱的制限値を有する設備
- (3) 閉じ込め機能を有する設備
- (4) 非常用電源設備
- (5) 放射線管理設備

2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。

(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)

第34条 別表第1-3に示した運転管理責任者は、第35条から第37条に定める操作上の留意事項に従い設備を操作し、定期事業者検査等により、当該施設の機能を確保する。

UNCONTROLLED

第4節 操作上の留意事項

(臨界安全管理)

第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。

- (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。
- (2) 核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。
- (3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。
- (4) 作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。

(漏えい管理)

第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。

2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。
3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。

(熱的制限)

第37条 各課長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表第3に定める熱的制限値以下に保つ。

UNCONTROLLED

第5節 異常時の措置

(異常時の措置)

第38条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに担当課長に通報する。

2. 担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。

3. 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じると共に、担当部長及び管理総括者並びに核燃料取扱主任者に報告する。

ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。

(異常時における設備の手動による作動)

第39条 担当課長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係わる設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。

UNCONTROLLED

第6章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射線管理に係る計画及び実施)

第40条 管理総括者は、第42条から第59条に記載する事項を定めた放射線管理に関する標準書を定める。

2. 管理総括者及び各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第42条から第59条の業務を実施する。

(放射線管理に係る評価及び改善)

第41条 担当部長は、第40条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第40条に定める標準書を改める。

第2節 区域管理

(管理区域)

第42条 管理総括者は、法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。

2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。

3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。

4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。

6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。

(管理区域の区域区分)

第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(9)のとおり区分する。

- (1) 放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以

UNCONTROLLED

下「汚染のおそれのない区域」という。): (第2種管理区域)

(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域: (第1種管理区域)

2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明かな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。

(管理区域の特別措置)

第44条 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域を標識の掲示等により他の場所と区分する。

- (1) 管理区域に立入る者が受ける外部放射線による線量を制限する必要がある区域
- (2) 汚染の拡大を防止する必要がある区域

2. 各課長は、前項の区域に従業員等を立入らせる場合は、安全管理課長の承認及び核燃料取扱主任者の確認を得て、その指示に従う。

(飲食及び喫煙の禁止)

第45条 管理総括者は、管理区域内での飲食、喫煙を禁止する措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。

2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。

(1) 所定の管理区域出入口を経由すること。

ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。

(2) 所定の個人線量測定器を着用すること。

ただし、第49条に定める一時立入者で複数の者が立入る場合、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。

(第1種管理区域への出入管理)

第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。

(1) 所定の被服を着用すること。

(2) 退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。

(3) 前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。

2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。

UNCONTROLLED

(保全区域)

第47条の2 保全区域は、第2図(9)に示す区域とする。

2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。
3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第48条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって第2図(1)に示す区域とする。

2. 安全管理課長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。

(人の不法な侵入等の防止)

第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。

第3節 被ばく管理

(管理上の人の区分)

第49条 管理区域に立入る者を次のように区分する。

(1) 放射線業務従事者

核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、保管又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立入る者。

(2) 管理区域一時立入者

放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立入る者。

(線量限度)

第50条 放射線業務従事者の線量限度は、別表第5に定める値とする。

(線量の評価及び通知)

第51条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表第6に定める。

2. 安全管理課長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて測定し、評価する。
3. 安全管理課長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。
ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。

UNCONTROLLED

(被ばくの低減措置)

第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。

2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。
3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。
4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸用保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。

(床、壁等の除染)

第53条 各課長は、放射性物質による予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じると共に、安全管理課長に連絡する。

2. 安全管理課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に連絡すると共に、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な指導、助言を行う。
3. 担当課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を得る。

第4節 線量当量等の測定

(線量当量等の測定)

第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。

2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。
3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。
4. 安全管理課長は、第2図(10)に示すMNF周辺監視区域西側境界付近に設置されるモニタリングポスト(MNF局)及び隣接するニュークリア・デベロップメント(株)(以下「NDC」という。)が所有するNDC周辺監視区域東側境界付近に設置されるモニタリングポスト(NDC局)により空間放射線量率を測定し、常時監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。

UNCONTROLLED

(放射線測定器類の管理)

第55条 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。

2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

第5節 物品及び核燃料物質等の移動の管理

(第1種管理区域外への移動)

第56条 各課長は、物品を第1種管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて除染等の措置を講じ、表面密度が別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。

(管理区域外への移動)

第57条 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて遮へい等の措置を講じ、線量当量率が別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。

(周辺監視区域内の運搬)

第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。

- 2 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。

3. 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF₆シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器(輸送容器)に梱包した上で運搬する。

(周辺監視区域外への運搬)

第59条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取り付け等、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。

UNCONTROLLED

第7章 施設管理

第1節 施設管理計画

(施設管理計画)

第60条 管理総括者は、加工施設について加工事業変更許可を受けた施設に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、第60条の2から第60条の12の施設管理計画について、「施設管理標準」に定める。

(施設管理方針及び施設管理目標)

第60条の2 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状及び長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。

2. 生産管理部長及び設備技術課長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

(保全プログラムの策定)

第60条の3 設備技術課長は、第60条の2の施設管理目標を達成するため、第60条の4より第60条の11からなる保全プログラムを策定する。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。

(保全対象範囲の策定)

第60条の4 各設備を所管する担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の設備を選定する。

- (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可（以下設工認という。）申請書に基づき、設置した設備
- (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
- (3) その他自ら定める設備

(保全重要度の設定)

第60条の5 各設備を所管する担当課長は、第60条の4の保全対象範囲についてその範囲と安全機能を明確にした上で、建物・構築物及び設備・機器の保全重要度を設定する。次条以降の保全活動は、重要度に応じた管理を行う。

UNCONTROLLED

(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

第60条の6 設備技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために、第60条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。

2. 設備技術課長は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
3. 設備技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。
4. 設備技術課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

(保全計画の策定)

第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。

- (1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
 - 1) 点検計画
 - 2) 巡視計画
 - 3) 定期事業者検査の計画
 - 4) 設計及び工事の計画
 - 5) 特別な保全計画
- (2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、第60条の5の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。
 - 1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - 2) 使用環境及び設置環境
 - 3) 劣化、故障モード
 - 4) 機器の構造等の設計的知見
 - 5) 科学的知見
- (3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

2. 担当課長は、点検計画を次のとおり策定する。

- (1) 担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 担当課長は、建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、適切な方式を選定する。
 - 1) 予防保全
 - イ) 時間基準保全
 - ロ) 状態基準保全
 - 2) 事後保全
- (3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、点検項目、具体的な点検方法、評価方法及び管理基準等を定める。

UNCONTROLLED

1) 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- イ) 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目
 - ロ) 点検の具体的方法
 - ハ) 評価方法及び管理基準
- ## 二) 実施頻度
- ホ) 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に状態監視データ採取、巡視、点検等の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

2) 状態基準保全

イ) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

- ①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目
- ②状態監視データの具体的採取方法
- ③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準
- ④状態監視データ採取頻度
- ⑤実施時期
- ⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

ロ) 巡視を実施する時期までに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、次の事項を定める。

- ①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目
- ②巡視の具体的方法
- ③評価方法及び管理基準
- ④実施頻度
- ⑤実施時期
- ⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

3) 事後保全

事後保全を選定した場合は、巡視を含め、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

3. 担当課長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を、定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

- (1) 所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目
- (2) 定期事業者検査の具体的方法

UNCONTROLLED

- (3) 評価方法及び管理基準
- (4) 定期事業者検査の実施時期
- 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。
 - (1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。
 - (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - 1) 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目
 - 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法
 - 3) 評価方法及び管理基準
 - 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期
 - (3) 異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。
 - 1) 各課長は、加工施設に異常を認めた場合は、必要に応じて第38条の措置を講じ、たとえば、設備技術課長に必要な当該設備の補修作業の実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。
 - 2) 設備技術課長は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受ける。ただし、承認については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。
 - 3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の承認を受ける。
 - (4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。
 - 1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて設備技術課長に改造及び新設の実施を依頼する。
 - 2) 設備技術課長は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の承認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。
 - 3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。
- 5. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。
 - (1) 担当部課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、当該加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定し、管理総括者の承認を受ける。
 - (2) 担当部課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価するまでに、次の事項を定める。

UNCONTROLLED

- 1) 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目
- 2) 点検の具体的方法
- 3) 評価方法及び管理基準
- 4) 点検の実施時期

(保全の実施)

第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。

2. 担当課長は、保全の実施に当たって、第61条による設計管理及び第62条による工事管理を実施する。
3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。
4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。
5. 設備技術課長は、第60条の7第4項(3)の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。
6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。
7. 別表第1-2に示す巡視を行う設備等の責任者は、設備の補修、改造及び新設に伴い、その機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。

(保全の結果の確認・評価)

第60条の9 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。

2. 担当課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。
3. 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。

(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)

第60条の10 担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講ずるとともに、以下の状態に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講ずる。

- (1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

UNCONTROLLED

- (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合
2. 担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講ずる。
3. 担当課長は、第1項及び第2項の活動を第13条から第15条の3に定める改善活動に基づき実施する。

(保全の有効性評価)

- 第60条の11 担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
2. 担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。
3. 担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合には、第60条の7第2項に基づき保全方式を選定する。
4. 担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

(施設管理の有効性評価)

- 第60条の12 生産管理部長は、第60条の11の保全の有効性評価の結果及び第60条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
2. 生産管理部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

第2節 設計及び工事管理

(設計管理)

第61条 設計管理に関する事項については、第9条から第9条の7に従い、実施する。

(工事管理)

- 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。
- (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - (2) 加工施設に対する悪影響の防止
 - (3) 管理上重要な初期データの採取
 - (4) 工事工程の管理
 - (5) 運転開始までの作業対象設備の管理
 - (6) 第6章に基づく放射線管理
 - (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理

UNCONTROLLED

第3節 事業者検査の実施

(使用前事業者検査の実施)

- 第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。
2. 安全・品質保証部長は、検査に係る責任を有し、統括するとともに、第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の者を、検査責任者として指名する。
 3. 安全法務課長は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書を定め、それを実施する。
 - (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - 1) 工事が設工認に従って行われたものであること。
 - 2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - (5) 検査に係る記録を管理する。
 - (6) 検査に係る要員の教育訓練を、第7条の2に基づいて行う。
 4. 第2項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の(3)の基準に適合することを最終判断する。

(定期事業者検査の実施)

- 第64条 管理総括者は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。
2. 管理総括者は、第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の担当課長を、検査責任者として定める。
 3. 前項の検査責任者である担当課長は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書を定め、それを実施する。
 - (3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - (4) 検査に係る記録を管理する。
 - (5) 検査に係る要員の教育訓練を、第7条の2に基づいて行う。
 - (6) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (7) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。

UNCONTROLLED

(定期事業者検査の報告)

第65条 担当課長は、前条に規定する定期事業者検査を行った場合は、次の定期事業者検査までの期間、安全機能が維持されることの確認を含めた定期事業者検査の結果を関係課長に通知すると共に、管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。

第4節 計器及び放射線測定器の校正

(計器及び放射線測定器の校正の実施)

第66条 担当課長は、加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第55条に基づく点検で行う。

2. 担当課長は、前項の校正を行うにあたっては、次の事項を実施する。

- (1) 異常が発見された場合のそれまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録。
- (2) 測定値の正当性の保証が必要な場合、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要な保護。

第5節 計画停電時等の措置

(計画停電時等の措置)

第67条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。

- (1) 加工設備本体の運転停止
- (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵）
- (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底

なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。

第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針

(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第67条の2 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。

UNCONTROLLED

なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。

2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。

UNCONTROLLED

第8章 核燃料物質の管理

(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)

第68条 管理総括者は、第70条から第72条に記載する事項を定めた核燃料物質の管理に関する標準書を定める。

2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第70条から第72条の業務を実施する。

(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)

第69条 担当部長は、第68条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第68条に定める標準書を改める。

(核燃料物質の受入、払出し)

第70条 輸送課長は、一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられていることを受入前に確認する。

2. 輸送課長は、一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は、第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに、核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。

(1) 国内に払出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。

(2) 海外に払出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。

(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。

3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。

(核燃料物質の運搬)

第71条 各課長は、周辺監視区域内で核燃料物質を運搬する場合は、第58条に定める運搬に関する措置及び確認を実施する。

2 各課長は、事業所外へ核燃料物質を運搬する場合は、第59条に定める措置及び確認を実施する。

3 各課長は、核燃料物質を事業所外から受入のために運搬する場合は、第59条に定める措置及び確認を実施する。

(核燃料物質の貯蔵)

第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。

(1) 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。

(2) 別表第13-1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルド